

## 賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書（案）

国民が豊かで安心できる生活を送る上で、住宅は人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、居住の安定の確保は、豊かな国民生活を実現するために極めて重要な課題である。

平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を巡っても、当該方針では、独立行政法人都市再生機構について、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討するとともに、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成24年夏までに結論を得るとしているため、当該法人の賃貸住宅の居住者は、今後の居住の安定が確保されるのか大きな不安を抱いているところである。

一方で、高齢者世帯や要介護者等の増加、障害者が自立して生活できる環境づくり、子育て世帯に適した広さや性能の賃貸住宅確保に対応するため、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住環境を整備することにより、その居住の安定の確保を推進することが求められている。

よって、国におかれでは、民間・公共住宅の区別なく最低限度の居住の保障に関する住宅政策を確立し、住宅市場の中で住宅を確保することが困難な人々がそれぞれの事情に適した住宅の確保を可能にする住宅セーフティネットを強化することにより、それぞれの住民や地域に即した居住の安定を確保されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣　宛て

総務大臣

国土交通大臣